



令和2年 2月 13日

【照会先】

大分労働局雇用環境・均等室

室長 桑原 光照

監理官 池辺 雅文

室長補佐 甲斐 昭臣

(電話) 097(532)4025

報道関係者 各位

「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」 を2月14日(金)に開設します

中国等で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、国内においても観光等、経済活動への影響が出始めています。

このため、大分労働局(局長:坂田善廣)では、以下のとおり雇用環境・均等室に「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」を開設し、事業主や労働者からのさまざまな労働相談(解雇、休業、雇用調整助成金等)に対応することといたします。

また、大分労働局ホームページに「新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)」を掲載していますのでご覧ください。

『新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口』

場 所 大分労働局雇用環境・均等室

(大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階)

対 象 求職者、労働者、事業主等

期 間 令和2年2月14日(金)～当分の間 8:30～17:15(土日、祝日除く。)

相談電話番号 097-536-0110

相談例

(事業主の方へ)

・労務管理(賃金の支払、解雇、休業手当)

・労働者の健康に関する相談

(労働者の方へ)

・賃金、休業手当など労働条件に関する相談

・退職、解雇、労働条件引下げに関する相談

2.3.06

1931



報道関係者 各位

令和2年3月2日

【照会先】

大分労働局職業安定部職業対策課

課長 久々宮 賢治

課長補佐 土井 信三

(電話) 097(535)2090 (内線331)

事業所給付監査官 奈良 周幸

(電話) 097(535)2100 (内線410)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金 特例措置の対象事業主の範囲を拡大しました。

今般、新型コロナウイルス感染症への対応として、令和2年2月14日より講じている雇用調整助成金の特例措置の対象となる事業主の範囲を拡大することとしました。

◇特例の対象となる事業主は、

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

例として、新型コロナウイルスの影響により

- ・外国人観光客が減少し、来客数が減少したため休業した観光業事業主
- ・部品の調達が滞り、生産量が低下したため休業した製造業事業主
- ・取引先の事業活動が減少し、受注量が減ったため休業した事業主
- ・自治体から市民活動の自粛が要請され、客数が減ったため休業した事業主 等

◇特例措置の内容

- ①休業等計画届の事後提出を可能とします。
- ②生産指標の確認対象期間を3か月から1カ月に短縮します。
- ③最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象とします。
- ④事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

詳細については、大分助成金センターへお問い合わせください。

(☎ 0 9 7 - 5 3 5 - 2 1 0 0)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を実施しています

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

<対象事業主の例>

- ・ 外国人観光客が減少し、来客数が減少したため休業した観光業事業主
- ・ 部品の調達が滞り、生産量が低下したため休業した製造業事業主
- ・ 取引先の事業活動が減少し、受注量が減ったため休業した事業主
- ・ 自治体等から市民活動の自粛が要請されたことにより、客数が減ったため休業した事業主 など

【特例措置の内容】

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

① 休業等計画届の事後提出を可能とします。

通常、助成対象となる休業等を行うにあたり、事前に計画届の提出が必要ですが、令和2年1月24日以降に初回の休業等がある計画届については、令和2年5月31日までに提出すれば、休業等の前に提出されたものとして扱います。

② 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮します。

最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標(生産指標)が、前年同期に比べ10%以上減少していれば、生産指標の要件を満たします。

③ 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象とします。

通常、雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度増加している場合は助成対象となりませんが、その要件を撤廃します。

④ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

令和2年1月24日時点で事業所設置後1年未満の事業主については、生産指標を令和元年12月の指標と比較します。

詳細は、大分助成金センターへお問い合わせください ☎097-535-2100

令和2年3月2日

【照会先】

雇用環境・均等局 職業生活両立課

課長：尾田 進

課長補佐：東江 赳欣

(代表) 03-5253-1111 (内線7860)

(直通) 03-3595-3274

報道関係者各位

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度）について

今般の新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により影響を受ける労働者を支援するため、労働者を有給で休ませる企業に対し助成する仕組みを設ける予定です。

その概要は、別紙のとおりです。さらなる詳細については、速やかに検討を進め、公表いたします。

【公表資料】

○小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇に対する助成（新たな助成金）
・・・別紙

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設。

● 事業主

①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給(※))の休暇を取得させた事業主。

※ 年次有給休暇の場合と同様

① 新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等(※)に通う子

※小学校等：小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子

● 支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

※ 支給額は8,330円を日額上限とする。

※ 大企業、中小企業ともに同様。

● 適用日：令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

※雇用保険被保険者に対しては、労働保険特会から支給、それ以外は一般会計から支給